

《令和7年4月施行》建築基準法・建築物省エネ法改正概要説明会のご案内

令和4年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)」が令和7年4月1日に全面施行されることにより、建築基準法及び建築物省エネ法が大きく改正されます。

これに先立ち、尾道市では「《令和7年4月施行》建築基準法・建築物省エネ法改正概要説明会」を開催いたします。法改正の概要や建築確認申請時の留意事項等を説明いたしますので、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

- 開催日時: 令和6年12月20日(金) 14:00～(2時間程度) ※13:30より受付開始
- 開催場所: 尾道市役所 2階多目的スペース
- 定員 : 90名程度
- 参加費用: 無料
- 申込方法: こちらの申込用紙を郵送・FAX・窓口へご提出いただくか、下記QRコードより電子申請でお申込ください。申請の受理が確認でき次第、受付票を交付します。
- 申込み・お問合わせ先: 〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1

尾道市建設部建築課 指導係

TEL:0848-38-9245 FAX:0848-37-1010



申込用紙

ふりがな					
所属会社名 (※個人事業主の方は氏名)					
住所	〒				
参加人数 及び参加者氏名	名	参加者1:	(ふりがな)	参加者2:	(ふりがな)
			(氏名)		(氏名)
	参加者3:	(ふりがな)	参加者4:	(ふりがな)	
		(氏名)		(氏名)	
連絡先 (受付票の送付に使用します)	電話番号:				
	FAX 番号:				
	E メールアドレス:				
備考 (参加者が5名以上の場合はこちらに氏名を記入してください)					